

令和8年度 第6回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会

日時：令和8年8月4日（火）18時30分～

場所：黒川コミュニティセンター 研修室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 視察報告

4. 協議事項

環境保全協定（案）への提案等について

資料1

資料2

5. 今後のスケジュール

・ 8月18日（火） 18:30～ 黒川コミセン 研修室

6. 閉会

環境保全協定(案)への意見

(1) 協定書内の語句の説明として「定義」が必要では。

(定義)

第2条「施設」とは、処分場を構成する、埋立施設、土堰堤、浸出水調整槽、浸出水処理施設、沈砂池等からなる。

2 この協定において「施設の廃止」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)以下「廃棄物処理法」という。)に規定する廃止の基準に適合することについて、佐賀県の確認を受けることをいう。

3 この協定において「施設の建設」とは、施設等の整備に着手した日から供用期間の開始日の前日までをいう。

4 この協定において、「関係車両」とは、工事車両と運搬車両をいう。工事車両は、施設等を建設するために、建設資材、機械、編成構成員等を運搬・輸送するための車両をいい、運搬車両は、積載した産業廃棄物を施設内に搬入するための車輛をいう。

5 この協定において「施設の運営」とは、施設整備が終了して廃棄物の受け入れを開始してから埋立てを終了するまでのことをいう。

6 この協定において「工事期間」とは、施設等の整備に着手した日から供用開始の前日までをいう。

7 この協定において「供用期間」とは、施設の建設完成後、廃棄物の受け入れを開始した日から埋め立て終了後、施設を廃止する日までの期間をいう。

8 この協定において「施設の廃止」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)以下「廃棄物処理法」という。)に規定する廃止の基準に適合することについて、佐賀県の確認を受けることをいう。

(2) 連絡協議会の設置を。

処分場建設から供用期間中及び埋め立て終了後にわたって継続した処分場の監視ができる体制として、地元住民、市、事業者で組織した連絡協議会を設けて監視体制や情報共有の仕組みを明確にする。

(連絡協議会)

第〇条 乙は、周辺地域の生活環境に関して甲及び丙と意見交換を行うための連絡協議会を設置し、毎年すくなくとも1回、定期に開催する。

2 甲及び丙は、処理業務により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると判断したときは、乙に連絡協議会の開催を請求することができる。この場合において、乙は特段の事情があるとき段の事情があるときを除き、これに応じるものとする。

3 甲、丙及び地域住民は、施設等の稼働状況又は環境監視の実施状況等を確認するために必要がある場合は、施設等に立ち入り調査し、資料の提出を求めることができる。

4 乙は、連絡協議会を開催しようとするときは、開催の日の2週間前までに、連絡協議会の日時及

び会場を記載した書面を丙に交付するものとする。

- 5 連絡協議会の開催に要する経費は乙の負担とする。ただし、第2項の規定により開催したときは、丙乙折半し負担するものとする。

(3) 廃棄物の搬入区域を定めておくべきでは。

(廃棄物の搬入区域)

第〇条 廃棄物の搬入区域は、原則として佐賀県、長崎県、福岡県とする。

(4)環境保全対策では甲地区に溶け込むような処理場の建設を。

(環境保全対策)

第6条 乙は、別表2原則に定める……………

2 乙は、施設における硫化水素等……………

3 乙は、美しい甲地区に溶け込む処分場となるように甲及び地域住民の意見や要望を聞き、甲、乙、丙及び丁が充分に協議して対応するものとする。

(5)心配される地下水汚染対策は万全に。

(地下水汚染対策)

第〇条 乙は、廃棄物埋め立ての自重や地震などで遮水シートの破損などで有害物質が地下水に漏れることがないように万全の措置を講じた整備を行なうものとする。

2 工事期間中並びに供用期間中及び埋め立て完了後において地下水汚染が発生した時は、直ちに調査して万全の措置を講ずるものとする。

(6) 環境保全と地域振興対策の別途締結について。

処分場の景観、処分場の侵入道路の整備、埋立完了後の跡地活用策、埋立天端での運動広場や公園、駐車場を想定しフラット面積確保。甲地区への地域振興策の対応など。については、環境保全協定にそぐわないことから別途協定書を締結することを表記する。

(環境保全等への協力)

第17条 乙は、地域が行う生活環境及び自然環境の向上に寄与する活動に協力するものとする。

2 協定に定めない環境保全と地域振興対策については、乙及び丁と甲並びに丙が別途協定を結ぶものとする。

黒塩地区産廃処分場の覚書に関する意見について

※本処分場設置計画の覚書の協議に関して、次の2項目が重要事項と考える。

①環境保全対策…特に伊万里湾水質汚染の風評被害防止対策

②景観整備対策…交通量の多い国道に隣接した場所への設置計画

上記2点の対策が解決できれば、個人的には協議完了と考える。

1. 第3回対策協議会で決まった事

①国道から丸見えの処分場の外観を植樹して目隠しする。

②埋め立て完了後、山積みされた廃棄物を自然放置しないということで、公園化など「景観対策」について、5年ごとに協議する。

◆5年毎の協議でなく、事業者「運動公園として整備してもらい、譲渡後は、市の施設として管理する」と本覚書に明記する。

2. 伊万里湾水質汚染の風評被害防止のため、大学教授に検証してほしい事

①処分場の浄水化設備が200mm/hの豪雨にも対処できる構造になっている。

②石綿・水銀など基準以上のものは受け入れないというチェック体制。

③上記①②より、浄水槽からの排水は多少の塩分はあるが真水同然である。

④これにより、市が行う（排水口から100m地点で年3回の水質検査）で伊万里湾の水質は、安全に保たれる。

3. 事故発生や異常発生が2度続いた場合は、操業停止もやむえない旨の条項を盛り込んで頂くようお願いします。

環境保全協定（案）

黒川町及び牧島地区（以下「甲」という。）、肥前環境株式会社（以下「乙」という。）、伊万里市（以下「丙」という。）及び大栄環境株式会社（以下「丁」という。）は、伊万里市黒川町黒塩字飛石 2 0 1 9 番 5 外に、乙が設置する廃棄物の管理型最終処分場（以下「施設」という。）の建設及び施設が廃止されるまでの間の運営に関し、次のとおり環境保全協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙が設置する施設の建設及び運営により発生する公害（環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。以下同じ。）等を未然に防止するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「廃棄物処理法」という。）、その他関係法令及び本協定に定める事項を誠実かつ適正に遵守し、万全な措置を講ずることにより、黒川町及び牧島地区の住民（以下「地域住民」という。）の安全を確保し、良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（責務）

- 第 2 条 甲は、地域住民の安全の確保と生活環境の保全を図るため、協定事項の実施の確認を行うものとする。
- 2 乙は、施設の建設及び運営にあたり、周辺地域の自然環境及び海域環境の保全に配慮し、伊万里湾への影響はもとより、地域住民の生活環境に影響を与えないよう、公害防止技術の向上に努め、常に適切な措置を講じるとともに、施設に起因する諸問題について責任を負う。
- 3 丙は、地域住民の安全の確保と生活環境の保全を図るため、甲とともに協定事項の実施の確認を行うとともに、乙に対し履行の助言等を行うものとする。
- 4 丁は、乙が行う施設の建設及び運営について、乙に対し指導等を行い、協定の履行について、連帯して責任を負う。

（施設の建設）

- 第 3 条 乙は、施設の建設にあたっては、次の各号に掲げる事項を確実に実施するものとする。
- (1) 地域住民の安全の確保及び生活環境の保全に十分配慮するとともに、監督責任者を配置し、廃棄物処理法その他の関係法令を遵守するものとする。
- (2) 濁水対策として、仮設沈砂池を設置するなどの対策を講じ、水質汚濁の防止を図るものとする。

- (3) 関係車両の運行にあたっては、交通法規を遵守し、周辺住民の生活環境に支障をきたさないようにするとともに、乙の関係車両であることが判別できるようにし、騒音、振動及び粉じんの発生防止に配慮するものとする。

(施設の運営)

第4条 乙は、施設の運営及び設備の更新にあたっては、最新の技術の導入等を目指し、地域住民の生活環境に影響を及ぼさないよう公害防止技術の向上に努めるものとする。

- 2 乙は、施設の運営にあたっては、廃棄物処理法に定める技術管理者を配置し、関係法令の遵守とともに、適正な維持管理に努めるものとする。

(廃棄物の種類)

第5条 施設に搬入できる廃棄物の種類は、別表1のとおりとする。

- 2 佐賀県外から搬入できる産業廃棄物は、佐賀県産業廃棄物等の適切な処理に関する条例（令和8年佐賀県条例第14号）に定める佐賀県知事と協議等を経た廃棄物とする。
- 3 施設に搬入する廃棄物の種類を変更するときは、事前に甲及び丙と協議するものとする。

(環境保全対策)

第6条 乙は、別表2に定める地下水及び放流水の水質基準を遵守し、伊万里湾への環境負荷の低減に努めるものとする。

- 2 乙は、施設における硫化水素等の排出ガス、騒音、振動、粉じん及び悪臭の発生並びに廃棄物の飛散を防止するとともに、必要に応じて自主測定を実施するものとする。
- 3 乙は、処分場の法面の崩壊防止とともに、施設の景観について、植樹などによる対策を講じるなど、必要に応じて甲、乙及び丙で協議するものとする。

(施設の操業時間、搬入車両)

第7条 施設の操業時間は、原則、午前8時から午後5時までとする。ただし、日曜日、年末年始は操業しない。

- 2 乙は、廃棄物の搬入及び処理に関し、法令に違反する行為が生じないように、乙の従業員及び関係事業者に対し、教育、指導その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設への廃棄物の搬入車両は、交通法規の遵守とともに、周辺住民の生活環境に支障をきたさないようにすること。
- 4 乙は、施設への廃棄物の搬入車両について、乙の関係車両であることが判別できるようにするとともに、公道上において待機を行わないよう指導するものとする。
- 5 乙は、災害等やむを得ない事情により、施設の操業時間を変更するときは、事前

に甲及び丙と協議するものとする。

(情報の公開)

第8条 乙は、地下水及び放流水の水質検査結果について、検査機関から受領後、速やかに甲及び丙に提出するとともに、ホームページ等において公表するものとする。

2 乙は、施設運営に支障を及ぼさない範囲において、積極的に施設の公開に努めるものとする。

3 乙は、甲及び丙に対し、施設の管理運営の状況について、年1回以上定期的に報告するものとする。

(立入調査)

第9条 甲及び丙、甲又は丙の指定する者が協定の履行の範囲内において、施設内に立ち入り調査・測定等を申し入れたときは、乙は、これに協力するものとする。

(事故等の措置)

第10条 乙は、環境省の示す指針（平成18年12月25日環廃対061215002・環廃産061215018）に沿って廃棄物処理施設事故対応マニュアルを作成し、施設に備え置くとともに、周辺地域の生活環境、自然環境及び伊万里湾の海域に重大な影響を及ぼすおそれのある事故等が発生したときは、ただちに廃棄物の搬入を停止し、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその内容を甲及び丙に報告するものとする。

(交通安全の実施)

第11条 乙は、施設を利用する車両等に対し、交通安全の徹底を指導し、児童生徒の通学時の安全の確保とともに、地域住民の車両の優先等に努めるものとする。

2 乙は、施設の建設・運営に伴い生じた道路損傷等について、道路管理者に連絡するとともに、速やかに応急の措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第12条 乙は、施設の建設・運営に関して、地域住民から苦情を受けたときは、誠意をもって迅速に対応するものとする。

(損害賠償責任)

第13条 乙は、施設の建設・運営に伴い生じた損害に対し、誠意をもって賠償するものとする。

(施設等の変更)

第14条 乙は、施設の運用開始後に施設・設備の改良、変更（軽微なものを除く）をするときは、事前に甲及び丙と協議するものとする。

(埋立て期間)

第15条 乙が、廃棄物の埋立てを行うことができる期間は、埋立て開始から20年間とし、これを変更する場合は、事前に甲及び丙と協議するものとする。

(埋立て終了後の管理)

第16条 乙は、埋立てを終了し、施設の廃止確認後においても、施設に起因する災害や環境汚染によって周辺環境に支障を及ぼすことがないよう万全の措置を講ずるものとする。

2 乙は、施設の廃止確認後においても、●年間は地下水及び放流水の水質検査を実施し、その結果を甲及び丙に提出するものとする。その後の継続については、甲及び丙と協議するものとする。

(環境保全への協力)

第17条 乙は、地域が行う生活環境及び自然環境の向上に寄与する活動に協力するものとする。

(協定等の履行)

第18条 乙は、協定事項を誠実に履行し、丁は、乙の履行責任を連帯して負う。

2 甲及び丙は、乙が協定内容に違反する重大な行為があった場合又は履行しない場合は、違反等が解消されるまでの期間、施設の建設又は運営の一時停止を求めることができる。

(継承に係る措置)

第19条 乙は、施設の譲渡・貸付等を行う場合は、事前に甲及び丙と協議するとともに、譲渡等を受けた者から協定に定めた事項の履行義務の継承の同意を得るものとする。

(疑義事項の協議)

第20条 協定に定めがない事項、疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第21条 協定に定める事項に関する争訟は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各自押印の上、各自1通保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 佐賀県伊万里市黒川町塩屋504番地1
黒川町区長会 会長 ⑩

佐賀県伊万里市瀬戸町5832番地2
牧島地区区長会 会長 ⑩

乙 佐賀県伊万里市伊万里町甲513番地
肥前環境株式会社
代表取締役 ⑩

丙 佐賀県伊万里市立花町1355番地1
伊万里市長 ⑩

丁 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社
代表取締役 ⑩

別表 1（第 5 条関係）

(1)施設に搬入できる産業廃棄物の種類

①	燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）
②	汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）
③	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）
④	ゴムくず
⑤	金属くず
⑥	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）
⑦	鉍さい（水銀含有ばいじん等を含む）
⑧	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
⑨	ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）
⑩	紙くず
⑪	木くず
⑫	繊維くず
⑬	動植物性残さ
⑭	動物系固形不要物
⑮	政令第 2 条第 13 号廃棄物
⑯	廃石綿等（特別管理産業廃棄物）

(2)施設に搬入できる一般廃棄物の種類

①	焼却残さ（燃え殻、ばいじん（水銀含有ばいじんを含む））
②	不燃物（石綿含有廃棄物を含む）